明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第二十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「外国倒産処理手続の承認の決定の主文を記載した書面」を「前項の規定によりファイルに記録された電磁的記録」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　外国倒産処理手続の承認の決定があった場合には、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、当該決定の主文を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

第二十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「その主文を記載した書面」を「前項の規定によりファイルに記録された電磁的記録」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　外国倒産処理手続の承認の決定をした裁判所の裁判所書記官は、前項の即時抗告があった場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちに、最高裁判所規則で定めるところにより、その主文を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

第二十五条第八項中「裁判書」を「電子裁判書（第十五条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であって、第十五条において準用する同法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものをいう。以下同じ。）」に改め、同条第九項中「第二十三条第三項各号」を「第二十三条第四項各号」に改め、同項ただし書中「同条第三項ただし書」を「同条第四項ただし書」に改める。

第二十九条第一項及び第三項から第五項まで、第三十条第五項、第三十三条第四項及び第五項並びに第五十二条第二項及び第三項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

第五十六条第七項中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改める。

第五十七条第六項、第五十八条第六項、第五十九条第五項、第六十条第六項及び第六十三条第五項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

別表を削る。

第二節　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正に伴う経過措置

（手続費用額の確定手続に関する経過措置）

第百七十条　前条の規定による改正後の外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（以下この節において「改正後外国倒産法」という。）第十五条において準用する民事訴訟法（以下この節において「準用民事訴訟法」という。）第七十一条第二項の規定は、施行日以後に開始される承認援助事件（以下この節において「改正後承認援助事件」という。）における承認援助手続の費用の負担の額を定める申立てについて、適用する。

（期日の呼出しに関する経過措置）

第百七十一条　準用民事訴訟法第九十四条の規定は、改正後承認援助事件における期日の呼出しについて適用し、施行日前に開始された承認援助事件（以下この節において「改正前承認援助事件」という。）における期日の呼出しについては、なお従前の例による。

（送達報告書に関する経過措置）

第百七十二条　準用民事訴訟法第百条第二項の規定は、改正後承認援助事件における送達報告書の提出について、適用する。

（公示送達の方法に関する経過措置）

第百七十三条　準用民事訴訟法第百十一条から第百十三条までの規定は、改正後承認援助事件における公示送達について適用し、改正前承認援助事件における公示送達については、なお従前の例による。

（電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置）

第百七十四条　準用民事訴訟法第一編第七章の規定は、改正後承認援助事件における準用民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等について適用し、改正前承認援助事件における第百六十九条の規定による改正前の外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第六条の四第一項に規定する申立て等については、同条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（釈明処分による電磁的記録の提出に関する経過措置）

第百七十五条　準用民事訴訟法第百五十一条第二項の規定は、改正後承認援助事件における釈明処分による電磁的記録の提出について適用し、改正前承認援助事件における釈明処分による電磁的記録の提出については、なお従前の例による。

（口頭弁論調書に関する経過措置）

第百七十六条　準用民事訴訟法第百六十条の規定は、改正後承認援助事件における口頭弁論調書の作成、記録及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明について適用し、改正前承認援助事件における口頭弁論調書の作成、記載及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明については、なお従前の例による。

2　準用民事訴訟法第百六十条の二の規定は、改正後承認援助事件における口頭弁論調書の更正について適用し、改正前承認援助事件における口頭弁論調書の更正については、なお従前の例による。

（尋問に代わる書面の提出等に関する経過措置）

第百七十七条　準用民事訴訟法第二百五条第二項及び第二百十五条第二項（準用民事訴訟法第二百十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、改正後承認援助事件における証人の尋問に代わる書面の提出又は鑑定人の書面による意見の陳述に代わる意見の陳述の方式若しくは鑑定の嘱託を受けた者による鑑定書の提出について、適用する。

（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置）

第百七十八条　準用民事訴訟法第二百三十一条の二第二項及び第二百三十一条の三第二項の規定は、改正後承認援助事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについて適用し、改正前承認援助事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、なお従前の例による。

（電子裁判書の作成に関する経過措置）

第百七十九条　準用民事訴訟法第百二十二条において準用する準用民事訴訟法第二百五十二条及び第二百五十三条の規定は、改正後承認援助事件における電子裁判書の作成について適用し、改正前承認援助事件における裁判書の作成については、なお従前の例による。

（申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録に関する経過措置）

第百八十条　準用民事訴訟法第二百六十一条第四項の規定は、改正後承認援助事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録について適用し、改正前承認援助事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載については、なお従前の例による。

（事件に関する事項の証明に関する経過措置）

第百八十一条　改正後外国倒産法第十三条第七項の規定は、改正後承認援助事件に関する事項の証明について適用し、改正前承認援助事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。

（外国倒産処理手続の承認の決定に関する経過措置）

第百八十二条　改正後外国倒産法第二十三条第二項及び第三項の規定は、改正後承認援助事件における外国倒産処理手続の承認の決定について適用し、改正前承認援助事件における外国倒産処理手続の承認の決定については、なお従前の例による。

（外国倒産処理手続の承認の決定を取り消す決定に関する経過措置）

第百八十三条　改正後外国倒産法第二十四条第二項及び第三項の規定は、改正後承認援助事件における外国倒産処理手続の承認の決定を取り消す決定について適用し、改正前承認援助事件における外国倒産処理手続の承認の決定を取り消す決定については、なお従前の例による。

（電子裁判書の送達に関する経過措置）

第百八十四条　改正後外国倒産法第二十五条第八項（改正後外国倒産法第二十七条第八項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第五項、第三十三条第四項及び第五項、第五十二条第二項及び第三項、第五十七条第六項、第五十八条第六項、第五十九条第五項、第六十条第六項並びに第六十三条第五項の規定は、改正後承認援助事件における電子裁判書の送達について適用し、改正前承認援助事件における裁判書の送達については、なお従前の例による。